

令和元年度 第9回安城市教育委員会定例会会議録

日 時 令和元年11月21日（木）午後2時

場 所 文化センター3階 302会議室

出席した委員 杉山春記 教育長
加藤滋伸 教育長職務代理者
近藤倉生 委員
伊奈 希 委員
久恒美香 委員

出席した職員 早川智光 教育振興部長
近藤芳永 生涯学習部長
神谷 徹 総務課長
上原就久 学校教育課長
久野晃広 生涯学習課長
名倉建志 スポーツ課長
近藤一博 文化振興課長
岡田知之 アンフォーレ課長
澤田敦至 総務課課長補佐
島田雅仁 総務課課長補佐

傍 聴 者 なし

開 会 午後2時

日 程

第 1 前回会議録の承認

令和元年10月24日開催の教育委員会定例会会議録

第 2 教育長等の報告

<教育長>

- 10月25日 愛知県公立小中学校事務研究大会（蒲郡市）
- 26日 安城ふれあいスピーチ広場
- 27日 Wリーグバスケットボール安城大会観戦
- 28日 現職教育訪問（今池小）

- 29日 愛知教育大学教員養成の質向上に関する会議（名古屋
古屋市）
現職教育訪問（新田小）
- 30日 茶臼山野外センター閉村あいさつ
- 31日 現職教育訪問（志貴小）
- 11月 1日 現職教育訪問（明和小）
- 3日 安城文化賞等表彰式・祝賀会
安城市吹奏楽フェスティバル
- 5日 現職教育訪問（作野小）
三河部都市・町村教育長協議会（高浜市）
- 6日 市臨時幹部会
- 9日 市長と語ろうあんトーク（作野公民館）
スポーツ推進委員西三河研修会
- 12日 安城市スポーツ協会評議員会
- 13日 いじめ問題対策委員会
学校給食共同調理場運営委員会
教員海外派遣結団式
- 14日 定例校長会
東海北陸都市教育長協議会役員会（桑名市）
- 15日 総合計画審議会
スマホ宣言検討会議
税に関する習字・作文優秀作品表彰式
- 17日 安美展表彰式
- 18日 現職教育訪問（錦町小）
- 19日 市幹部会
- 20日 市部課長会
愛知県教育委員と都市教育長会との意見交換会
（県庁）
- 21日 教育委員会定例会・臨時会
- 以上に出席しました。

第 3 2 号、第 3 3 号及び第 3 7 号議案については、非公開とする。

第 3 4 号議案 学校医等の安城市教育委員会表彰について

説明：学校教育課長

内容：安城市教育委員会表彰要綱第 2 条第 4 項の規定に基づき、1 名の方を表彰する。

（全員異議なし承認）

第 3 5 号議案 令和元年度卒業式及び令和 2 年度入学式について

説明：学校教育課長

内容：令和元年度卒業式及び令和 2 年度入学式の期日を小中学校に示す。

（全員異議なし承認）

第 3 6 号議案 令和元年度小・中学校卒業式の出席について

説明：学校教育課長

内容：令和元年度小・中学校卒業式の期日及び出席する教育委員会関係者及び市三役を各関係者に示す。

（全員異議なし承認）

第 4 承認事項

承認第 1 号 安城市小中学校児童生徒第 3 子以降学校給食費補助要綱の一部改正について

説明：総務課課長

内容：補助申請書の提出期限を変更し、年度途中の補助申請について補助対象となる範囲を拡大するように要綱を改正する。

（全員異議なし承認）

承認第 2 号 寄附受納について

説明：生涯学習課課長

内容：二本木公民館において公民館事業の発展に寄与するため、電子ピアノの寄附をいただく。

（全員異議なし承認）

第 5 報告事項

- 報告第1号 令和元年度野外センター利用実績について
報告第2号 社会教育関係施設の令和元年度上半期利用状況について
報告第3号 令和2年安城市成人式の開催について
報告第4号 第40回安城選手権大会冬季スキー競技会の開催について
報告第5号 令和元年度スポーツ観戦推進事業の開催について
報告第6号 令和元年度第2回安城市民ギャラリー運営委員会の開催結果について
報告第7号 令和元年度第2回安城市文化財保護委員会の開催結果について

報告第8号 第1回文化振興計画策定審議会の開催結果について

生涯学習課長：報告第3号について、補足説明

加藤職務代理者：報告第1号の茶臼山と作手にある野外センターについて、近隣地域の学校も自然教室で利用されていますが、利用状況は年々増加していますか。

学校教育課長：直近の数年の詳しい増減までは把握しておりませんが、以前と比べて増えてきていると思います。

加藤職務代理者：分かりました。近隣地域の方にもお世話になっているわけですので、施設を利用していただけるとよいと思い質問させていただきました。

(報告事項すべて全員異議なし承認)

第6 その他

火の舞の調査結果と今後の方向性について

杉山教育長：事務局より説明いただいて、その後、委員の皆様がたのご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

説明：学校教育課長

内容：教育委員会で安全マニュアルを作成し、全小・中学校に配布することによって、火の舞を実施する学校の安全対策を高める。火の舞を実施するかどうか、また、どのような方法で実施するかについては、各学校の実情に合わせて、各学校で決定をしていくという方向性を考えている。

杉山教育長：ご質問をいただいて、その後、ご意見をいただければと思

いますのでよろしくお願いいたします。

近藤委員：このアンケートの結果をどのように考えるかということがあると思います。「全面禁止」が思っていたよりも多いという印象を受けます。「現状維持」の意見は少なく、この「現状維持」と相反する意見が「全面禁止」で、「条件整備すれば可」というのは色々なことを考えて、まだ考えが流動的であるという人たちだと考えると、これは若干ですが「全面禁止」という火の舞を実施することに消極的な考えの人たちが多のかなという感じがします。

それを踏まえて、このアンケート結果を見ると色々な意見があって、本当にもっともな意見が多いと思うのだけれども、やっぱり火の舞に疑念を抱いている人たちもそこそこいます。

そうではなくて、成長のプロセスの中でこういう経験をすることは大事、やってみることはいい経験になるのではないかという意見もたくさんあります。

どれも本当に真実の意見ですごいと思うのですが、これらの意見を見て思ったのは、中学生は技術的、体力的、知能的にも小学生より優れているわけだから、このぐらいのことはやったほうが良いと思うんだけど、小学生はもう少し簡単な方法にした方が良いのではないかと、小学校5年生だと技術的には十分理解できる子もいるかもしれないけど、体力的な面からいうと少し斟酌する必要があるかなという気はします。

それから、安全マニュアルの作成については、もちろんマニュアルは作っておく必要があるとは思いますが、やはり指導する先生たちの魂が入らないとマニュアルがあっても安全対策なしということになってしまうので、その点を検討してもらって、教育委員会としては努力して前向きな方向に持っていこうというのがよろしいのではないかと思います。

久恒委員：近藤委員から中学生の方が体力面など小学生と比べて能力的に優れているという話もありましたが、中学生になると部活があったり、学校の勉強が忙しかったり、中学生の方が時間が取れないということもあると思います。先生の指導ももちろんそうですけれど、子どもの練習時間を確保するようにしていただきたいと思います。

アンケートの意見の中に、「どのような意義があつて火の舞をやるのか」とか「どのような目的で火の舞をやっているのか」という内容が幾つかあったのですけれど、そういったものも安全マニュアルに盛り込む予定でいらっしゃるのかという点をお聞きしたいのと、火の舞をどのように実施するかの中に、例えば、教師やカウンセラーがやる等の選択肢や、ケミカルライトを使うということもあると思うのですが、子どもたち本人が火の舞をやらないという選択肢も入れてもらえるのかお聞きしたいです。

学校教育課長：まず、安全マニュアルに意義を書き入れるかということにつきましては、これまでも学校としては、火の舞に意義がある、意図があるとして計画をしてきているわけですので、当然、火の舞を行う意義は入れていきます。

それから、色々なやり方があるということについては、基本的に安城市では、火の舞はすべて希望者でやっております。

子どもたちの中で、火の舞をやりたい子がやっているということですから、まずは希望がない子にやらせることはないというのは大前提です。それから、カウンセラーや先生たちがやるのを見るということのも、それも1案ということとは記述してもよいのではないかと考えております。

伊奈委員：私もこのアンケート結果を見て、「全面禁止」が保護者の方も子どもも2割から3割近くあるというのをとても驚いたんですけれど、今、この中の意見でいいなと思ったのが、カウンセラーにやってもらいたいとか、教師の方が生徒に見せるということのも新しい意見だなと思いました。

最終的には、子どもの思い出づくりが無くならないようにして欲しいというのがあります。一つお聞きしたいんですけど、今までで皆が火の舞をやりたくないと言って、火の舞をやらなかった実績というのはあるのですか。

学校教育課長：実際に市内3校は火の舞をやっていないところがあります。小学校で2校、中学校で1校ですが、二つの小学校はLEDでやっており、中学校1校はやっていないという実態ではあります。ですから、29校中26校がやっているのですが、火の舞を実施している

学校の子どもたちがやりたくないといったことがあるかということとは調べたことはありません。

伊奈委員：火の舞をやらなくなったきっかけは何ですか。

学校教育課長：一つは、平成27年度に桜井小学校がやめているのですがけれども、そのときには学校が火の舞はやはり危険だという判断をしました。危ない場面がそのときにあったのかということとは不明ですが、学校の判断としては、子どもたちには危険だとして変えたということ聞いています。あとの二つの学校については、不明です。

伊奈委員：できれば、教師の方が決めるのではなくて、火の舞をやりたい子の意見を尊重して進めている内容なので、子どもたちにもやるかやらないかを考えさせて決めるという形がとれるのがベストかなと思います。

加藤職務代理者：アンケートの結果を見て意外だったのは、保護者や子どもよりも、教員の方が「全面禁止」、「条件整備すれば可」が多いという点です。私自身も教員だったので、私自身だとどういう判断をしたかなと考えると、色々な意見の中で、危険なことを全てやめる教育はどうか、危険を自分で避ける力をつける教育も必要だというような意見もありますけど、やっぱり失敗とか危険というものは世の中に出てからもあると思います。

ただ、そういう失敗をしないように、または失敗してもいいんですけども、失敗から立ち直れるような教育もこれから大事だろうと思いますが、この失敗と今回のこの「火」はまたちょっと違うのかもしれない。失敗するとこれは怪我をするということが起きるので、先生たちが実際に指導することを考えたときに、責任が持てないとか安全面の自信がないというこの4割近くの人がある。やっぱり小学生は小さいから先生が余計心配になって、46%の人が「全面禁止」としている。一方、全中学校では、小学校よりは少なくとも35%が「全面禁止」としている。

中学校の先生の方が、子どもたちを見ていて「何とか火の舞をやれるかな」という気持ちは持っていらっしゃるだろうと思うけれども、それにしても、これだけの人自信がないということを見ると、このアンケート結果は、私自身が少し戸惑いを感じているところではあ

ります。

ただ、今後の方向性としては、この会でも意見が出ていますけれども、まずは既存のものよりももっとしっかりした安全マニュアル、つまり、危険を回避する方法、指導の方法をきちんと作った上で、保護者や子どもたちに、「火の舞をやりたいという希望者には、こういう指導します」ということで、意思統一というか確認ができた学校は、そのマニュアルに則って火の舞をやっていくという方向でよいのではないかと、教育委員会が市内全校に対して、「火の舞は全面禁止です」と言う必要はないのかなと思います。ですから、この今後の方向性でよいのではないかなという感じがしています。

学校教育課長：今おっしゃっていただいた教員のアンケート結果は、私達も正直戸惑いました。小学校が「全面禁止」の方が「条件整備すれば可」よりも多い。これは、一つは小学校の先生には、女性が多いこと、その中には5年生以上の担任経験がなくご自身が火の舞の指導経験もない方もお見えになる。そして例えば、ご自身が5年生の担任になって火の舞を指導しなければならないという立場になると、ちょっとやりきれないと、きっとそんな思いがあるので、「全面禁止」の方が多くなったのかなと思います。これをやることで教員の負担が増えるという意見も書かれていますけども、そういう部分からも、このような数字になったのかなと思います。

反対に、中学校は男性教員が多かったり、3学年しかいないので火の舞を経験することも多いということもあって、こういう数字となったと思っています。

近藤委員：火の舞は、希望者がやるということに当然なるのだけれども、新しく小学校5年生になった子たちは火の舞の経験がないのだから、火の舞がどういうものかを知らない。火の舞を知らない中でやるという懸念も一つあると思います。

大体の小学校が火の舞を実施しているのであれば、中学校では1回火の舞を経験した結果どうするかということについて、判断ができるのだけれど、小学生の場合は、全く未体験の領域に入ってくわけだから、最初に火の舞の説明をするときに、火の舞をやりたい人は手をあげてねということになると思う。けれども、その火の舞ってどんなも

のか全く知らないわけですよ。だから、例えば前年度の火の舞の映像を見せて説明しているのだらうと思うのだけれども、希望する子どもは火の舞のことをよく分からない状態で、やりますと言っていると思う。現実論として、中学生は火の舞の経験が一応あるが、小学生はない。だから、本物の火を使うということに関して言うと、こういったところが皆さんが危惧するところではないかと思いました。

学校教育課長：確かに5年生の子たちが選択する場合には、火の舞そのものが何かよくわからない中で、単にやりたいという気持ちだけでやりたいと言う子ども当然あるかと思いますが。今おっしゃっていただいた、例えば前年度の映像や写真を見せて、火の舞とはこういうものだよという説明をきちんとやっておくことをマニュアルの中にも入れていかなければならないと感じました。

伊奈委員：このアンケートの中で、「全面禁止」の中にライトの使用は入るのですか。

学校教育課長：「全面禁止」は火を使うことについてですので、ライトの使用は「全面禁止」の中には入りません。

伊奈委員：色々な意見を見ていて思ったのが、例えば、小学校でライトを使用して、中学生は火を使用するというようにステップアップするというのはとてもいいなと思いました。子どもの中に「小学校のときに自然教室に行ったのに、何でまた中学校で行かなきゃいけないんだ」ということを思う子がいるので、小学校から中学校でステップアップできることがあるのは、とてもいい意見だと思いました。

加藤職務代理者：各学校が火の舞について考えるときに、この会の中でも意見が出たように、子どもたちが火を实际使うことはやめるけれど、カウンセラーや先生の中で上手な人が火の舞を見せて、「火を使って火の舞をやるとこれだけきれいなんだよ」というところを見せることはやろうとか色々な変化が出てきていいと思うんですよ。だから、安全面に本当に自信がなければ、火を使うことは全面的に禁止するけれども、他の方法で子どもたちに火の舞を見せてあげようとか、そういった議論が出てくることもいいことではないかなと思います。

それも子どもたちと保護者、両方に意見をしっかりと聞きながら学校が意思決定をしていくということかなという気がしております。

近藤委員：火の舞の他にキャンプファイヤーはやるんですか。

学校教育課長：1日目にキャンプファイヤーがあるのですが、そのファイヤーの火を取って、キャンプファイヤーの最後の締めくくりに火の舞を実施するというのが、大体の流れです。

加藤職務代理者：キャンプファイヤーは必ずやるのですか。

学校教育課長：必ずやります。

杉山教育長：あとご意見はよろしいですか。最後事務局何かありましたら、お願いします。

学校教育課長：たくさんいただいた意見をマニュアル等に反映させながら、そして学校側としては子どもたちに何をさせたいのか、何を勉強させたいのか、という意図を持ちながら自然教室の計画を主体的に立てていくべきではないかと思っておりますので、これもその選択肢の一つとして、やれるところについてはやるような体制を作りたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

杉山教育長：ただ今いただいたご意見を踏まえながら、さらに校長会とも協議をしていく必要があると思っておりますので、ご意見を踏まえたところで、校長会との協議の継続を進めていきたいと思っております。

本年度末には一定の結論を出したいと思っておりますので、よろしくご願ひ致します。

第 7 その他

総務課課長：次回は1月9日（木）午後1時30分から教育センターで開催。

閉 会 午後3時6分